

令和3年度授業料減免申請 説明会

～高等教育の修学支援新制度について～

1

1

説明を始める前に・・・。

- 高専で勉強するための授業料はいくら必要か知っていますか？
- 授業料等減免制度と(給付型)奨学金の違いは？
- なぜ授業料等減免制度があるのか？
→経済的理由で学業をあきらめないよう、学生を支援するため
- 授業料等減免制度の対象になるかどうか知りたい！

2

2

1. 授業料について

授業料は、前期(5月)と後期(10月)の2回に分けて納付することになっています。

(参考)年間授業料234,600円、前期と後期で各117,300円ずつ納付

→このため、高等教育の修学支援新制度(授業料等減免制度)の判定も前期と後期 それぞれに対し行います。

ただし、あくまで「授業料」納付の負担の軽減であるため、授業料以外の諸納付金(育成会費・学生会費など)は免除されません。

(※諸納付金は先にお支払いいただきます。)

3

3

2. 2020年度から高等教育の修学支援新制度が開始

※令和3年度本科4年生以上のみなさんが対象です※



授業料・入学金の
免除/減額
＋
給付型奨学金の支給

2つの制度を受けられる修学支援制度が始まりました。

4

4

授業料減免制度と給付型奨学金は、 2つとも申請してください

授業料免除(減免)制度を申請したい方は、
給付型奨学金にも申請してもらいます。

※現本科3年生で給付型奨学金(予約採用)に申請している
学生は、授業料減免制度も必ず申請していただきます。

※給付型奨学金に申し込まなかった方、専攻科入学予定者は
これから給付型奨学金を申請していただきます。

※現本科4年生で既に日本学生支援機構給付型奨学金を受給
し、授業料減免を受けている方は、今回は改めて申請はし
ていただく必要はありません。

5

5

3. 【家計基準】収入に応じて減免額が異なります。

● 住民税が非課税世帯及びそれに準じた世帯

→支援の区分は世帯構成や年収で異なります。

支援区分: 第1区分 全額免除

第2区分 2/3免除

第3区分 1/3免除

※収入状況は、生計維持者(保護者)のマイナンバーで、日本学生支援機
構で確認しますので、学校に問い合わせても回答不可。

6

6

区分について

- 第1区分

→学生本人と生計維持者の市町村民税
所得割額が非課税・100円未満であること。

- 第2区分

→学生本人と生計維持者の支給額算定基準
額の合計が100円以上25,600円未満

- 第3区分

→学生本人と生計維持者の支給額算定基準
額の合計が25,600円以上51,300円未満

7

7

区分について

- 支給額算定基準額はどのように計算するのか

$$\text{支給額算定基準額} = \text{課税標準額} \times 6\% - (\text{調整控除額} + \text{調整額})$$

※「課税標準額」等は必ず課税証明書及び
所得証明書に記載されているわけではありません。



[日本学生支援機構ホームページ](#)

[「進学資金シミュレーター」](#)で、収入基準に該当するのか確認できます！

URL: <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

8

8

(参考) 給付型奨学金の受給額

- 高等専門学校の場合(本科4・5年生, 専攻科生)

区分	自宅通学	自宅外通学
第1区分	17,500円 (25,800円)	34,200円
第2区分	11,700円 (17,200円)	22,800円
第3区分	5,900円 (8,600円)	11,400円

※生活保護世帯(受けている扶助の種類は問わない。)で自宅から通学する人及び児童養護施設から通学する人等は()内の金額となります。

9

9

4. 【学力基準】

次の①か②のいずれかに該当すること

①GPA(平均成績)が所属する学科・コースにおいて上位1/2以上であること

②次の(ア)及び(イ)いずれにも該当すること

(ア)修得した単位数が標準単位数であること

(イ)学修計画書を提出し、学修の意欲や目的がはっきりと確認できること。

10

10

5. 【適格認定】

- 一度採用になると卒業・修了するまで支援されますが・・・
- 定期的に、収入状況や学業状況を確認します！（適格認定）
 - ① **継続願**の提出 → 未提出者は奨学金の振込停止

11

11

5. 【適格認定】

② 適格基準（学業）

廃止	・修業年限で卒業できないこと（ 卒業延期 、 原級留置 ）が確定した場合 ・修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合 ・出席率が5割以下 ・ 連続して「警告」 に該当した場合
警告	・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下 ・GPA（平均成績）等が 下位1/4 の場合 ・出席率が8割以下
継続	「廃止」、「警告」以外の者

12

12

5. 【適格認定】

③懲戒

懲戒処分(訓告・停学)を受けた場合、授業料減免制度等が停止または廃止となります

「廃止」になったら

- ・授業料減免制度が受けられません。
- ・給付型奨学金の返戻が必要となる場合があります

13

13

6. 不採用になっても、申請時期によっては採用となる可能性があります。

●家計基準で不採用になった場合

→令和3年度後期分(秋頃)に申込してください。

※収入の情報が更新となるのが、6月であるため、
予約採用及び令和3年度春の採用とは異なる情報での審査となるから

●学業基準で不採用になった場合

→次年度(令和4年度)に申込してください。

14

14

7. 申請について

- **3月19日(金)**までに、「大学等における修学支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)」を郵送で学生課学生係に提出してください！

※提出した方は、判定結果がでるまで授業料の納付が猶予されます。

※専攻科入学予定者については、入学金の納付も猶予されます。

※給付型奨学金を申請していない方(在学採用申込者)には、給付型奨学金申請書類を後日送付します。

15

15

7. A様式1の書き方

- ・**提出日は記入しない**てください
- ・**機構の給付奨学金に関する情報欄**
 - ・【予約採用(本科3年生)】採用候補者
→予約採用の申込を行った者の口に✓を付け、登録番号を記載する。
(通知のコピー不要:学生係で添付。)
 - ・【在学採用(4月)申込予定者】※まだ給付型奨学金を申し込んでない方
在学採用の申込を行った者の口に✓を付け、申込の受付番号は空白。(4月申込後、学生係で記入。)

16

16

8. (参考) 給付型奨学金【予約採用(本科3年生)】

- ・【提出日:4/8(木)始業式】(学生係へ提出)
「採用候補者決定通知」【進学先提出用】
- ・進学届提出用ホームページアドレス等が記載された文書及び「(実際の進学届入力画面の内容に則した)進学届入力下書き用紙」を学生係から受け取る。
- ・進学届を、インターネットを通じて、提出(入力)。
- ・入力期間(予定):4/10(金)~4/20(月)
- ・初回振込日(予定):5/14(金)(4月分と5月分)

17

17

10. (参考) 給付型奨学金【在学採用】

※これから申請する学生

- ・【給付型奨学金申請書類を後日送付】(学生係から)
- ・必要書類を揃えて学生係に提出【4/14(水)まで(予定)】
- ・インターネット申込み用IDとパスワード等が記載された文書を学生係から受け取り、インターネットを通じて、申込(入力)。
- ・入力期間(予定):4/8(木)~4/16(金)
- ・マイナンバー関係書類をインターネット入力後、1週間以内に提出用封筒に入れて、直接JASSOへ、郵便局の窓口から簡易書留により郵送。
- ・初回振込日(予定):6/11(金)(4~6月分)

18

18

11. その他

- 申請結果が届いた後、家計急変があった場合は、速やかに学生係へ連絡してください。

- **高専機構の授業料免除制度**の取扱いについて

①経過措置について

経過措置として、令和3年度専攻科生は、高等教育の修学支援新制度の授業料免除が不採用等となっても高専機構の授業料免除の対象となる可能性もあります。希望する令和3年度専攻科生は、新制度だけでなく高専機構の授業料免除にも申請してください
(申請書(A様式1)の該当箇所に✓を記入してください。)

19

19

11. その他

- **高専機構の授業料免除制度**の取扱いについて

②災害等による免除について

授業料の各期の納付期限前6月以内において、

- ・学資負担者が死亡した場合又は
- ・学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

高専機構の授業料免除の対象となる可能性もあります。

希望する学生は、新制度だけでなく高専機構の授業料免除にも申請してください

(申請書(A様式1)の該当箇所に✓を記入してください。)

20

20

12. おわりに

- 高等教育等の修学支援新制度(授業料等減免制度, 給付型奨学金)を申請する学生の皆さんは、説明の内容を必ず保護者の方に伝えてください。
- 連絡等は掲示板で行いますので、掲示板をよく確認するようにしてください。
- 勉強を頑張る! 授業に出席する! 進級する! 学則違反行為をしない!

21